

令和7年度 第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	令和7年11月18日 沖縄県庁11階第1・2会議室		
出席者氏名	天方 徹 伊東 孝 山岡 賢 島田 尚徳 喜友名 裕 米須 美奈子 野原 直子 田港 華子		
審議対象期間	令和7年4月1日 ~ 令和7年7月31日		
再苦情処理件数	件 数 0件		
入札審議内容 及び件数	建設工事 総件数 179件	建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務 総件数 195件	
①一般競争入札	89件	66件	
②総合評価	44件	22件	
③指名競争入札	27件	97件	
④随意契約	19件	10件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答	
	別紙のとおり (総質問件数 11件)	別紙のとおり	
委員会による意見	なし		
その他の意見	なし		

※抽出事案:別紙参照

**令和7年度第2回 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会
抽出事案一覧表**

1. 建設工事

	工事名	工事種別	入札方式	入札(開札)日	入札(見積) 参加者数	予定価格 (税込・円)	調査基準価格・ 最低制限価格 (税込・円)	落札価格 (税込・円)	落札者	落札率(%)	担当部署
①	令和7年度 第1回道路標識標示設置工事	土木一式工事	一般競争入札	R7.4.3	25	14,520,000	12,617,000	12,617,000	有限会社 碧鳳建設	86.8	警察本部 交通規制課
②	令和7年度 第3回道路標識標示設置工事	土木一式工事	一般競争入札	R7.6.20	22	29,799,000	27,423,000	27,423,000	株式会社 神洋	92.0	警察本部 交通規制課
③	港川(2)急傾斜地崩壊対策工事(R7)	土木工事	総合評価方式	R7.4.22	5	108,042,000	97,399,101	97,636,000	株式会社 新秀	90.4	土木建築 中部土木事務所
④	渡嘉敷地区急傾斜地崩壊対策工事(R7)	土木工事	総合評価方式	R7.5.22	4	149,622,000	140,165,098	146,300,000	株式会社 東江建設	97.7	土木建築 南部土木事務所
⑤	大座地区畠地かんがい施設工事(R6繰)	土木一式工事	指名競争入札	R7.5.22	13	38,755,200	36,124,066	36,133,900	有限会社 洲鎌組	93.2	農林水産部 八重山農林水産振興センター農林水産整備課
⑥	伊平屋北部2期地区畠地かんがい施設工事(R6-1)	土木一式工事	指名競争入札	R7.6.24	5	44,612,700	41,481,497	44,550,000	有限会社 心優開発	99.8	農林水産部 北部農林水産振興センター農業水産整備課
⑦	県営愛知高層住宅昇降機改修工事	機械器具設置工事	随意契約	R7.7.4	1	61,028,000	-	56,081,300	株式会社 沖縄日立	91.9	土木建築 施設建築課
⑧	県営具志川東団地・桑江高層住宅昇降機改修工事	機械器具設置工事	随意契約	R7.7.3	1	107,118,000	-	106,150,000	沖縄東芝エレベータ 株式会社	99.1	土木建築 施設建築課

2. 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務

	業務名	業務種別	入札方式	入札(開札)日	入札(見積) 参加者数	予定価格 (税込・円)	調査基準価格・ 最低制限価格 (税込・円)	落札価格 (税込・円)	落札者	落札率(%)	担当部署
⑨	池武当IC調査測量設計業務委託(R7)	土木関係コンサル	一般競争入札	R7.5.9	4	198,924,000	162,491,503	162,734,000	オリエンタルコンサルタンツ・大東エンジニアリング共同企業体	81.8	土木建築部 中部土木事務所
⑩	安謝川(末吉工区)調査測量設計業務委託(R7)	土木関係コンサル	指名競争入札	R7.5.8	9	19,008,000	15,401,383	18,810,000	株式会社 大富建設コンサルタント	98.9	土木建築部 南部土木事務所

別紙

令和7年度第2回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

意見・質問	回答
Q 1 案件①「令和7年度第1回道路標識標示設置工事」及び案件②「令和7年度第3回道路標識標示設置工事」について 両案件とも、落札価格が最低制限価格と同一となっている理由は何か。	A 1 道路交通標識等の入札におきましては、年度当初の5月から6月に単価を設定し、1年間同じ単価を使用しているため、過去の入札結果から単価、直接工事費を割り出したものと考えている。
Q 2 案件②「令和7年度第3回道路標識標示設置工事」について 最低制限価格以下の入札で失格となっている業者が多い理由は何か。	A 2 今年度の4月に最低制限価格の改正により最低制限価格が引き上げられ、第3回工事から適用したこと、過去の工事実績よりも最低制限価格が高くなつたことが要因と考える。
Q 3 案件③「港川（2）急傾斜地崩壊対策工事（R7）」及び案件④「渡嘉敷地区急傾斜地崩壊対策工事（R7）」について 両案件は、工事内容が同種であるが、③は落札率が低く、④は落札率が高い理由は何か。	A 3 案件③は案件④と異なり、本島内の工事ということで当該工事のノウハウ等を持った業者が、諸経費や様々な面で工事費の低減を図り、入札金額が低下したものと考える。また、年度当初の発注ということで、手持ち工事のない業者が積極的に工事を取りにいったことも要因として考えられる。 案件④は、渡嘉敷島での工事だが、島内に当該工事を施工できる業者が登録されていないため、沖縄全域の業者を入札参加の対象としたが、本島内から資機材の運搬や人員の派遣を行わなければならず、また、天候の状況にも左右されるなど、工事に伴うリスク等も含めて入札金額が高くなり、落札率も高くなつたと考える。
Q 4 案件④「渡嘉敷地区急傾斜地崩壊対策工事（R7）」について 入札金額が一番低い業者が、入札後に辞退している。辞退理由は分かるか。	A 4 業者が提出した辞退届では、辞退の理由として「他の工事との調整が付かなかつたため。」となっており、恐らく同時に複数の案件に応募した中で、他の条件が良い工事を受注するため辞退したものと考える。

<p>Q 5</p> <p>案件④「渡嘉敷地区急傾斜地崩壊対策工事（R 7）」について</p> <p>総合評価方式とはどのようなものか。また、評価項目のうち「社会資本維持活動」や「若手・女性技術者の配置」とは何か。</p>	<p>A 5</p> <p>総合評価方式は、価格の安さのみではなく、工事の品質を確保するために、総合的に企業の技術力を評価及び加味して請負者を決定する方式で「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づき実施している。その中で、建設業の担い手確保というような施策等に基づいて、若手の技術者であったり女性技術者の配置を評価している。</p>
<p>Q 6</p> <p>案件③「港川（2）急傾斜地崩壊対策工事（R 7）及び案件④「渡嘉敷地区急傾斜地崩壊対策工事（R 7）」について</p> <p>資料「総合評価落札方式に関する評価調書」の「評価項目に係る企業点数」において、括弧書きで点数がマイナス評価となっているが、評価の確認方法は。</p>	<p>A 6</p> <p>当初の企業点数は、業者から提出された「自己評価表」により算出されており、その後、業者から提出された自己評価の根拠資料を発注者が審査のうえ、根拠資料が正しくない場合はマイナス評価となる。</p>
<p>Q 7</p> <p>案件⑧「県営具志川東団地・桑江高層住宅昇降機改修工事」について</p> <p>業務に含まれている介護サービスとはどのような業務か。</p>	<p>A 7</p> <p>工事中は、一ヶ月程度昇降機が停止することから、住民が階段を利用する際、1階に常駐している補助者が専用の器具により上階への移動を補助する業務である。</p>
<p>Q 8</p> <p>案件⑧「県営具志川東団地・桑江高層住宅昇降機改修工事」について</p> <p>最初にエレベーターを設置した業者しかメンテナンスができない場合、費用が高く付くのではないか。</p> <p>また、今回の改修工事は設置したメーカー系しか対応できないのか。</p>	<p>A 8</p> <p>改修工事を行う場合は、他の県営団地で直近に行われた同程度の改修工事との比較を行い、業者の見積と乖離しているときはヒヤリングを行うなど、価格の適正化を図っている。</p> <p>また、今回の改修は耐震構造の強化であり、ドア開閉の制御装置が含まれているため、他メーカーでは取り扱いができない内容となっている。</p>
<p>Q 9</p> <p>案件⑦「県営愛知高層住</p>	<p>A 9</p> <p>予定価格を算出する際、メーカーから参考見積もりを</p>

<p>「宅昇降機改修工事」及び案件⑧「県営具志川東団地・桑江高層住宅昇降機改修工事」及びについて</p> <p>両案件とも設置したメーカー1社との見積合わせを行っているが、案件⑦は1回目の見積合わせで落札し案件⑧は3回目の見積合わせで落札となっている理由は何か。</p> <p>Q10</p> <p>案件⑨「池武当IC調査測量設計業務委託（R7）」について</p> <p>共同企業体での入札となっているが、構成員の基準等はあるのか。</p> <p>Q11</p> <p>案件⑨「池武当IC調査測量設計業務委託（R7）」について</p> <p>予定価格に対して落札率が低いと思われるが、予定価格の算出方法は。</p>	<p>採用する部分と発注者が積算基準に基づき諸経費等を設定している部分があるため、メーカーの参考見積もりと予定価格は異なっている。</p> <p>見積合わせでは各社がこれらを勘案し価格を算出していると考える。また、見積もり回数の違いとして、⑧は工事内容に介助サービスが含まれており、⑦には含まれていないことが影響していると考える。</p> <p>A10</p> <p>今回は、トランペット型インターチェンジと呼ばれている形式の設計を行う業務であるが、県内のコンサルタントがこのようなインターチェンジを設計した事例がないため、全国をベースにしている業者がインターチェンジの設計を行い、県内業者は跨道橋の設計等を行うものとしている。また、県内企業の育成面から共同企業体として県内企業を参加させている。</p> <p>A11</p> <p>予定価格は標準積算基準書に基づき算出している。標準積算基準書は市販されているため、業者も標準積算基準書を活用して入札金額を算出していると考える。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--